

長崎県地域住文化要素基準

1 目的

本基準は、国土交通省が実施する「地域型住宅グリーン化事業」について、長崎県における地域の伝統的な建築技術の基準(以下「長崎県地域住文化要素基準」という。)を定めることにより、地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本基準は、長崎県内全域に適用する。ただし、市町が独自に定めた地域住文化要素基準の適用を受ける区域を除く。

3 長崎県地域住文化要素基準

次の(ア)から(ケ)のうち、いずれか3つ以上に該当すること。

- | | |
|-----------|---|
| (ア) 屋根 | 母屋全体を瓦葺きとする |
| (イ) 軒 | 軒の出(壁芯から軒先までの寸法)を0.9m以上とする |
| (ウ) 床 | 県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳(置き畳を除く)を、6畳以上使用する |
| (エ) 床 | 屋内に5㎡以上の土間(洗い出し、三和土、和タイル、石張等)を設ける |
| (オ) 外壁 | 外壁のうち片面20㎡以上を下見板張りとする |
| (カ) 内壁 | 内壁の20㎡以上を土塗、漆喰、土、砂、珪藻土、木材等、調湿作用のある仕上げとする |
| (キ) 襖・障子 | 6畳以上の畳の間に、1間以上の襖又は障子を設ける |
| (ク) 窓 | 通風による調湿に配慮した複数の窓を配置する
(天窓と地窓を設置、上下や対面に窓を設置、または部屋間を通し複数の窓から自然の風が入り可能な間取りである等) |
| (ケ) 縁側・広縁 | 主たる居室※に掃き出し窓付きの縁側若しくは広縁を設ける |

※主たる居室…居間(リビング)等、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室をいう。

4 適用開始時期

本基準は、令和4年度地域型住宅グリーン化事業から適用する。